か取り組 んでいる子育て支援制度をご紹介

ます

子育てをサポードする施設

子育て支援センター

子育てに関する相談の受付や親子が遊 べる場所の提供、保護者の情報交換や 仲間作りを応援する施設です。機関紙 「ちょっぽのこ」でイベントなどを紹介 しています。

利用時間 平日 午前9時~午後2時

保育所(園)

保護者が働いていたり、病気や出産な どのため、保育を必要とするお子さんを 保護者に代わって保育する施設です。

児童館

0歳~18歳までのお子さんに健全な遊び を提供して、心身の健康を増進し、情操を 豊かにするための施設です。

利用時間 平日・土曜日 午後1時~6時 (施設によって異なります)

児童クラブ

日中保護者が家庭にいない小学生を預 かり、遊びや生活の指導をする施設です。 利用の際は、負担金が必要です。

保育所での支援制度 -----

一時預かり保育

保護者の病気や出産、仕事、育児疲れなどで 家庭での保育が困難な場合に一時的にお子さん を預かります。

(1日2,000円または3,000円)

延長保育

通常の利用時間を超え てお子さんを預かります。

障がい児保育

障がいを持つお子さん を集団保育が可能な場合 に預かります。



ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていないお子 さんや、父母が重度の障がい状態にあるお子 さんを養育している父または母、もしくは、 父母に代わってそのお子さんを養育している 人に支給されます。支給額は、家庭の所得額 やお子さんの人数によって変わります。

※親とお子さん2人で全部支給される場合、 月額52,280円

母子家庭等医療費助成

20歳未満のお子さんを扶養しているひ とり親家庭の親とお子さんの医療費の一 部負担金 (保険適用分) を全額助成しま す。ただし、所得額によって受給できな い場合があります。



障がいを持つお子さんの支援

特別児童扶養手当

精神、または身体の障がいを持つ20歳未満の お子さんを在宅で養育している保護者に支給さ れます。

障害児童福祉手当

20歳未満の在宅の重度心身障がい児(身障手 帳 1 級、2 級、IQ20以下程度の重複障がい児) に支給されます。

重症心身障害児(者)医療費助成

身体障がい者福祉法第4条の規定による身体上 の障がいを持つお子さんの医療費の一部負担金 (保険適用分)を助成します。

子育てに関する情報を検索したり、マイナンバーカードを 利用して各種届出ができるようになります。詳細は改めてお知らせします。



育児・学習の支援

すまいる教室

幼児期の発達が気になるお子 さんを課題遊びを通して支援す る親子教室です。(奇数月開催)

学習教室

経済的な理由などで塾にいけな い小中学生のお子さんの学習を支 援します。(毎週日曜日開催)

発達相談会

言葉や発達がゆっくりだと思 われる18歳未満のお子さんのた めの個別相談会です。(毎月開催)

発達支援のご案内

(You Tube)



子育でに困ったときは

お子さんの成長に関することや育児・福祉

サービスに関する相談をお受けします。

母子保健 健康保険課 ☎34-8710

児童福祉・障害福祉 福祉課 ☎34-8725



子ども医療費助成

中学校3年生までのお子さんの医療費の一部負担金(保険適用分) を助成します。ただし、小学生以上は自己負担金がかかります。

支給する額 (児童 1 人あたり月額)

10,000円 (3人目以降のお子さんは15,000円)

中学生 10,000円

※所得が制限限度額以上の場合は、月額5,000円を支給します。

中学生までの支援

中学校3年生までのお子さんを養育する保護者に手当を支給します。

3歳未満 15.000円 3歳~小学校修了前

お子さんが誕生したときの支援

「誕生の証」の贈呈 オリジナルデザインの「誕生の証」をお贈りします。

記念品の支給 好きな記念品を選んでいただき、支給します。

町内に1年以上お住まいの家庭で3人目以降のお子さん

が生まれると、祝金として50,000円を支給します。

チャイルドシート 購入費の補助

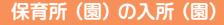
出産育児祝金の支給

チャイルドシート (ジュニアシート) 購入費の一部を助成し ます。助成金の額は、購入費の1/3 (上限10,000円)で、 1人1台までです。

赤ちゃん訪問

お子さんが生まれた家庭に町の保健師が訪問し、 健診や予防接種のご説明をします。

町の保健師・栄養士が離乳食の進め方、 作り方などをご説明します。



保育所に入所するためには、毎年10月下旬から 11月上旬に申込みをしていただきます。両親(祖 父母) の勤務証明などや、転入された場合は所得 証明書の添付が必要です。また、途中入所も可能 ですが、その場合はお早めにご相談ください。

保育料は、両親の住民税の課税状況によって決 定しますが、お子さんの人数などによって軽減さ れる場合があります。









小学生までの支援

すみずみ子育てサポート事業

小学校就学前までのお子さんを養育する 保護者が病気や仕事の場合に、簡単な家事や 保育を行います。利用の際は、右記施設にお 申込みください。(1時間350円。) 1か月の 利用時間に上限がありますが、3人目以降の お子さん (小学校就学前) は無料になります。

施設名	電話番号
越前町社会福祉協議会	☎34-2388
鯖江地域ファミリーサービスクラブ	☎ 51-9036
ハーツきっずさばえ	☎ (0120) 70-3415
ハーツきっずたけふ	☎ (0120) 54-3415
ハーツきっず羽水	☎ (0120) 82-3415

病院デイケア事業(病児病後児保育)

病気の治療中(病児)または回復期(病後児)の小学校6年生まで のお子さんを一時的に預けることができます。町内では織田病院で 実施しています。3人目以降のお子さんは無料です。利用の際は 織田病院(☎36-1000) にお申し込みください。(1日2,000円)

※福井市・鯖江市・勝山市・越前市にも利用できる施設があります。



